

寒川町告示第 128 号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年寒川町条例第 18 号）第 4 条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第 11 条の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1. 指定をした日 令和 2 年 12 月 15 日
2. 管理を行わせる公の施設の名称 寒川町ふれあいセンター
3. 指定を受けた法人等 寒川町小動 982 番 2
公益社団法人 寒川町シルバー人材センター
理事長 大 川 壽 一
4. 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで